

第5章 公共的施設の適正配置と整備

地区整備の基本方針を踏まえながら、その実現を図るために必要な総合支所的機能の整備に取り組むこととします。

総合支所的機能整備にあたっては、現在の旧町役場の庁舎や敷地等を活用しながらも、今後の、新市全体としての地区整備の基本方針の下に、公共施設の配置等を視野に入れて、機能にふさわしい施設整備を進めます。

また、今後新市建設を進めていくなかで、住民福祉の向上に配慮しながらも、公共施設の適切な配置や整備を検討していきます。